

八王子市川口地区町会自治会連合会会則

第1条

(名称) 本会は、八王子市川口地区町会自治会連合会と称する。

第2条

(組織) 本会は、八王子市役所川口事務所管内の町会・自治会をもって組織する。

第3条

(事務所) 本会の事務所を川口市民センター内に置く。

第4条

(目的) 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

第5条

(役員) 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会長	4名
会 計	2名
会計監査	2名

(委員) 町会長・自治会長とする

第6条

- (選出)
1. 会長・副会長・会計・会計監査は委員総会事前に選考委員によって選出し、委員総会の承認を得る。
 2. 選考委員は、委員の中より5名選出し、選考にあたる。
 3. 事務局長・事務局次長は会長が委嘱し、委員総会の承認を得る

第7条

- (任 務)
1. 会長は本会を代表し会務を統括し、全ての会議を招集し、会議の議長となる
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 会計は、本会の会計の事務を行う。
 4. 会計監査は、本会の会計を監査する
 5. 事務局長は、会長の指示により会の運営を掌握し、事務一切を司る。
 6. 委員は、会の円滑な運営に協力する。

第8条

(任期) 役員及び委員の任期は2ヶ年とし再任を妨げない。但し、任期中途で退任する者については、前任者の残任期間とする

第9条

(会議) 三役会・委員会とし会長が召集し議長となる。

1. 三役会

構成役員については、会長・副会長・会計とする

2. 委員会

委員全員で構成する

第10条

(委員総会) 毎年一回開催する。但し、必要に応じ臨時に開くことが出来る。

委員総会は、次の事項を決議する。

1. 会則の変更及び改廃。

2. 事業報告並びに事業計画(案)の審議

3. 決算報告並びに会計監査報告及び予算(案)を審議。

4. 役員承認。

5. その他重要と認めた事項。

6. 委員総会は全て3分の2以上の出席者(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数をもって決する。

但し、同数の場合は議長の採決による。

第11条

(会計)

1. 本会の経費は、分担金その他の収入をもって充てる

2. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条

(顧問・相談役) 本会に顧問・相談役を置くことが出来る

顧問・相談役は会長が委員会にはかって委嘱する。

第13条

(附則) 本会則は委員総会に於いて出席者の過半数以上の承認を得なければ改廃することは出来ない

平成10年4月9日 施行

平成14年5月16日 改訂

平成16年7月5日 改訂